

官報号外

昭和四十二年六月十六日

○第五十五回 参議院会議録第十七号

昭和四十二年六月十六日(金曜日)

午前十時十五分開議

○議事日程 第十七号

昭和四十二年六月十六日

(内閣提出)

- 第一 緊急質問の件
 第二 公害対策基本法案(閣法第一二八号)及び
 公害対策基本法案(衆第一二号)趣旨説明
 第三 資産再評価法の一部を改正する法律案
 (内閣提出)

- 第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避
 のための日本国とノールウェー王国との間
 の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び
 地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

- 第五 住民基本台帳法案(内閣提出)
 第六 厚生省設置法の一部を改正する法律案
 (内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○副議長(河野謙三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨日十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
 法務委員

竹田 現照君

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約の締結について承認を求めるの件
 札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案
 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案
 下水道整備緊急措置法案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院から左の報告書が提出された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のた

同日国会において承認することを議決した左の件

である。

理事 竹田 現照君(竹田現照君の補欠)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭四十一年度第三・四半期における予算使

用の状況の報告を受領した。

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

同日内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

日本國とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約の締結について承認を求めるの件

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

日本鐵道建設公団法の一部を改正する法律案

下水道整備緊急措置法

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭四十一年度第三・四半期における予算使

用の状況の報告を受領した。

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

めの日本国とノールウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案可決報告書

厚生省設置法の一部を改正する法律案修正議決

報告書

同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく昭和四十一年度概況の状況に因する年次報告及び昭和四十一年度において講じようとする観光政策についての文書を受領した。

○副議長(河野謙三君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、緊急質問の件。

藤田藤太郎君から、ILO第百五号条約批准促進に関する緊急質問が提出されております。藤田君の緊急質問を行なうことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

発言を許します。藤田藤太郎君。

〔藤田藤太郎君登壇、拍手〕

○藤田藤太郎君 私は、日本社会公党を代表して、ILO条約批准に関し、政府に対し質疑を行なうものであります。

政府は、わが日本が常任理事国として参加しているILOをどう理解しているかという点であります。

ILOは、一九一九年創立以来、働く者の保護と、世界の恒久平和のために、社会正義を樹立し、大きな成果をあげてきたのであります。世界の恒久平和とは、国と國との力によるバランス平和ではなく、人類の生活を高め、また世界の労働

者が保護されるところから始まるのであり、この役割をILOが果してきたと言つても過言ではありません。一九四四年ILOのフィラデルフィアにおける宣言は、「世界のいずれかの地域における貧乏は、世界のある地域の繁栄の障害になります」と言つております。日本のILOに対する歴史は、一九三七年三国同盟成立と同時にILOを脱退しました。戦後の復帰は国民の願いでありまして、政府、労使が復帰運動をやつてきたのであります。しかし、完全に復帰すると、経営者団体は、ILOの議決が三者構成できめられるので、これには従いにくいといって逃げを打つたのであります。政府はILOとの取り組みをさぼっています。政府はILOとの取り組みをさぼつて、と言わざるを得ません。今日まで条約百二十六件のうち、日本は二十五条約しか批准をしていない。特に昭和二十八年以来、三条約しか批准していないのであります。そこで、政府にお尋ねをしたいのであります。

政府は、ILOの精神を十分に理解して、今後活動していかれるつもりがあるか。

二番目に、今後、政府は、条約の批准促進と勧告の理解とに基づいて、国内行政をどのように発展させていくことをするのか、その道筋を明らかにしていただきたいのであります。

三番目に、生産第一主義の経済政策は、七十万件をこえる労働災害、加えて激化する公害によつて、国民に恐怖と障害を与えております。通産大臣は、ILOの労働保護の大精神を理解して産業政策を進めておられるのかどうか、お尋ねをしたいのであります。

○に通報しなければならないということあります。それで近代国家間の文化経済外交ができると思います。昭和四十年ILOのモース事務総長は、總会議宣言の二十周年、國際人権年にあたるのであります。そこで、ILOのモース事務総長は、總会議及び理事会の決定に基づき、加盟国政府に対して、基本的人権に関する最も重要な七条約のうち、未批准のものを明年までに批准するとともに、すでに批准した条約の完全な適用を促進すると言わざるを得ました。この際、私は、これら七条約に関する政府の考え方をただすことになりました。

よつて、ILOそのものに対する政府の基本姿勢について伺いたいと思うのであります。

七条約とは、強制労働条約、強制労働廃止条約、結社の自由・團結権保護条約、團結権・團体交渉権条約、農業耕作権条約、雇用・職業の差別待遇に関する条約、男女同一労働同一賃金に関する条約ですが、日本はすでに、二十九号、八十七号及び九十八号の三条約を批准しております。

そこで、問題は二つに分かれるのであります。一つは、批准済み三条約を完全に適用するために、政府がこれまでにとった措置、及び、これからとろとろとする措置を、政府はILO事務局に通知することになります。もう一つの問題は、未批准の四条約を批准するため、これまでにとった措置、及び、これからとろとろとする措置を、ILOに通報しなければならないことがあります。

○に通報しなければならないことがあります。批准済み三条約のうち、二十九号条約はしばらくおくといたしまして、八十七号条約及び九十八号条約は、はたして完全に適用されているか。わが國の労働行政に、労働関係に血となり肉となつて溶け込んでいると言えるか。答えは、遺憾ながら、いなと言わざるを得ないのであります。公務員制度審議会の一方的運営、並びに、労働者抜きの答申をたてにとつて、関係国内法の政令施行を强行したこと、人事院勧告の完全実施を求めて、やむ

こと

くおくといたしまして、八十七号条約及び九十八号条約は、はたして完全に適用されているか。わが國の労働行政に、労働関係に血となり肉となつて溶け込んでいると言えるか。答えは、遺憾ながら、いなと言わざるを得ないのであります。公務員制度審議会の一方的運営、並びに、労働者抜きの答申をたてにとつて、関係国内法の政令施行を强行したこと、人事院勧告の完全実施を求めて、やむこと

にやまれず立ち上がつた一〇・二一統一行動に対するは、宮之原日教組委員長を含む大規模な刑事弾圧を行なつたことなど、政府がILOの精神に全く無関心であるとの例証は、枚挙にいとまないであります。

そこで、まずお尋ねをしたいのであります。政府は、八十一年七条約が完全に適用されていると考えているか。そして、ILOに対して、どのような報告を行なうつもりか。ILO理事会で正式に採択されたドライヤー報告書の性格と意義を、政府はどのように理解しているか。これが、八十七号条約の解釈基準、適用基準として国際的に承認された歴史的な文書であること、日本の国内法と労使関係とをはかるべきものさしだることを、政府は理解しているのかどうか。

ドライヤー報告書は、ストライキが禁止される場合、労働者に与えられるべき代償措置として、「労働協約が両当事者を拘束すべきであり、また、完全かつ迅速に実施されるべきである」という原則は、きわめて不完全にしか適用されていない。その結果として、団体交渉の公平性及び有用性に対

かと、こういう御質問でございます。二十九号条約は、御承知のように、強制労働に関する条約でございまして、これはもうすでに憲法におきましても保障された条項でございます。完全に実施されておるわけでございます。八十七号条約につきましては、近年批准をいたしまして、これに伴は完全にこの趣旨で実施されておるわけであります。九十八号条約、すなわち団体交渉権その他不當労働行為の禁止の条約であります。これにつきましては、関係法令によりまして、この団体交渉権、団結権というものは、国内で適用を保障されておると考えるわけでございます。

次に、未批准の七つの条約の中の三つは、いわゆる百号と百五号、百十一号でございまするが、

そのうち百号条約、男女の同一労働同一賃金は、

今国会にすでに提案し、御批准を願っておる次第であります。百十一号条約は、御承知のように、

皮膚の色とか、あるいは、その他の政治的信条等によります。百号条約は、御承知のように、

ほぼそういう目的は達しております。今後この条約につきましては、検討をしてまいりたいと思

ます。

百五号条約につきましては、御承知のように、

先進国におきましても、イギリス、西ドイツ、カナダを除きまして、フランスも、イタリアも、アメリカも、ソビエトも、批准をいたしておりません。特に、この西ドイツ等は、この条約を批准したのであります。強制労働といふものの解釈で、いま非常に困つておるわけであります。政治目的で活動をしたことにより、刑罰を科しまし

て、これは強制労働に入るか入らないかというこ

とで、すでに批准をした西ドイツ等におきましては、この問題で困つておるわけであります。そ

も、この問題で困つておるわけであります。そ

うに、この強制労働という解釈が、ILOでは最終的にまだまとめておりません。さらに、エッ

センシャル・サービス、基本的なサービス業務の者には刑罰を科していくという解釈がある。この

エッセンシャル・サービスというものを、どの範

囲のものに考えるかというような問題もございま

す。わが国におきましては、公務員法、地方公務員法等で刑罰規定がございますので、そういう

解釈問題、範囲の問題等があわせ考えまして、百

五号条約は慎重に検討をしてまいらなければなら

ない問題だと考えておる次第でございます。

次に、ドライヤー報告——ストライキ権を奪つ

た三公社五現業、公務員に対する代償措置が不十

分ではないかといふドライヤー報告のことをお取

り上げになつておるわけでございます。御承知の

よう、ドライヤー報告は、これだけではございま

す。これは、実は非常な誤りでございまして、こ

れは、公務員全体を含むのであることは、ILO

の結社の自由委員会の第五次報告におきまして

せんべ、中央交渉の問題、あるいは、一律に三公

社五現業のストを禁止している、その中では、専

売なんかはスト権は認めてもいいのではないかと

いうような御意見も入つておりますし、労働組合

の関係につきましては、日本の労働組合は、あま

りにも経済目的を越えた政治的な活動が多過ぎる

といふおしかりも、労働組合に出しているわけで

あります。したがつて、労使ともに対する一つの

アドバイスでございます。その中に、藤田先生御

指摘の問題は、スト権を奪つた代替償置が、完全

に実施されておらないのではないかといふ御質問でござりますが、わが国におきましては、三公

社五現業につきましては、御承知のように仲裁裁

あるかどうかと、こういう御質問でございます。

○國務大臣(三木武夫君) 藤田君御指摘のよう

に、ILO関係条約はできるだけ多く批准すること

が好ましいことは、申すまでもないのです。

しかし、その条約の中には必ずしも解釈が明確でないものもござりますし、内容の一部には日本

の国情に必ずしも適合しないものもございます

ので、十分な検討を必要とすることは申すまでも

ないと思います。ほかの国々、先進諸国等におい

ても、全部が全部批准しておるわけではないので

ありますから、わが国が可能な限り、また意義のあるものは、できるだけ多く批准をするということは、これはもう方針として堅持しなければなりませんが、関係の条約を全部批准しないからといって、近代国家としての外交を推進する上に障害を来たすとは考えていないのでございます。お答えいたします。(拍手)

〔國務大臣塚原俊郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(塚原俊郎君) 公害員制度審議会が現状のままあることは遺憾であります。言うまでもなく、公務員制度審議会は、公務員の労働の基本問題に關していろいろと諸問をいたしておるのであります。また、その審議会の任務から考へても、その重要性は言うまでもありません。一日も早い再開を私は希望し、また努力いたしておるわけでございます。今まで、関係の方々——特に公頼いをいたしておるような次第でございます。今後とも公務員制度審議会の再開に努力をいたす考えでございます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 日程第二、公害対策基本法案(開法第一二八号)及び公害対策基本法案(衆第一号)(趣旨説明)

両案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者から順次趣旨説明を求めます。坊厚生大臣。

〔國務大臣坊秀男君登壇、拍手〕

○國務大臣(坊秀男君) 公害対策基本法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

ありますから、わが国においては、目ざましい経済の高度成長が遂げられつつあり、産業構造の近代化、人口の農村から都市への集中、新工業地域の形成等による急激な経済的、社会的変動の過程において、企業の公害防止施設や社会公共施設の整備の立ちおくれ、立地や土地利用に対する適正な配慮が予想をこえた速度で進行しておりますが、このようないくつかの問題が各地に見られ、人の健康や生活環境に対する脅威となつて、重大な社会問題を引き起しております。

このような公害を除去するため、政府としては、從来、大気の汚染、水質の汚濁等の発生源の排出の規制、公害防止施設の整備の促進のための金融上、税制上の措置等をそれぞれ実施してまいりましたところですが、公害問題は、複雑かつ困難な問題を内包しているため、必ずしも満足すべき効果をあげることができず、また対策が制度化されていない公害も残されている現状であります。

これららの個々の対策を今後とも強化充実することは、もとより必要とするところでありますが、公害対策は、相互に有機的な関係を保ちつつ、総合的、計画的に推進される必要があり、そのためには、公害対策における共通の原則を定め、事業者は、国及び地方公共団体の公害の防止に関する責務を明らかにし、公害防止のための基本的な施策を確立することが重要であります。

このようないくつかの問題が各地に見られ、人の健康や生活環境を經濟の健全な発展との調和を

あります。

以上が、この法律案を提出した理由であります。が、次にこの法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、公害の防止に関する事業者、国、地方公共団体及び住民の責務を明らかにしたことあります。第二に、大気の汚染、水質の汚濁及び騒音については、環境基準を定めることとし、公害防止施策は、この基準の確保を目標にして、総合的かつ有効適切に講すべき旨を規定したことあります。

第三に、公害の防止のために国及び地方公共団体の実施すべき施策について規定するとともに、特定の地域については、施策の総合的な効果を確保するため公害防止計画を策定し、その実施を推進することといたします。

その他、公害にかかる被害に関する救済制度の整備の促進、公害防止についての費用負担、財政措置、並びに公害防止のための行政組織として公害対策会議及び公害対策審議会を設置すること等について規定しております。

以上が、公害対策基本法案の趣旨及び概要でございます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 衆議院議員角屋堅次郎君。

〔衆議院議員角屋堅次郎君登壇、拍手〕

本法案につきまして、日本社会党を代表して、提案の理由並びにその趣旨を御説明申し上げたいと存じます。

およそ公害は、今日洋の東西を問わず、産業経済の目ざましい発展、人口の都市集中化、交通機関の高度の発達等に伴い、逐年増大の傾向を示し、大きな社会問題、政治問題になつております。

したがいまして、いずれの国においても、国民を公害から守るために、公害の予防、排除、救済について、思い切った措置を講すべきことは、まさに現代政治に課せられた重大な責務と申さなければなりません。

災害は忘れたころにやつてくるということわざがありますが、公害には必ず公害の発生源があり、この発生源に対する総合的な対策を講まれば、まさに現代政治に課せられた重大な責務と申さなければなりません。

公害は忘れたころにやつてくるということわざがありますが、公害には必ず公害の発生源があり、この発生源に対する総合的な対策を講まれば、まさに現代政治に課せられた重大な責務と申さなければなりません。

その有名なイギリスのロンドン事件では、一九五二年十二月五日から九日まで約一週間のスマッグ事件、メキシコのボザリカ事件等でも、相当で、四千名にのぼるいたましい犠牲者を出しました。またベルギーのミューーズ事件、アメリカのドノラ事件、メキシコのボザリカ事件等でも、相当の死者を出してあります。わが国では、熊本の水俣病事件が、新潟の阿賀野川で発生し、現在大きな社会問題、政治問題になつてゐることは、御承知のことおりであります。いやしくも、公害が人命にまで被害が及ぶことは、近代国家の恥辱であります。この意味で、二度にわたる水俣病事件の政治的責任は、きびしく糾弾されなければなりません。

わが国の憲法は、その第二十五条第一項において、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」ことを述べ、同条第二

項において、「國は、すべての生活面について、社会福祉、社会保育及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」旨規定しております。

わが國の公害の現状を見るとき、はたしてこの憲法の条項は完全に守られていると言えるのであらうか。いな、むしろ公害にかかる国民の基本的人権は、全く無視され、侵害されていると断ぜざるを得ないのであります。

今日都市の住民は、煤塵によこれた空気を吸い、亜硫酸ガスのために、ぜんそくなどで苦しんでおります。かつては魚をつり、遊泳ができるほど澄んでいた川の水は、工場の廃液や家庭の汚水のために、どぶ川と化しつつあります。また、ジェット機や交通騒音のために、静穏な日常生活は破壊され、学力の低下や食欲減退、高血圧の増加等を引き起こしております。地下水の過剰くみ上げ等による地盤の沈下は、災害の危険を増大させております。その上住宅難、交通難、生活難等々が加わるのであります。かくして都市の生活環境に望まれる安全、健康、能率、快適の条件は、ますます遠のくばかりであります。東京都の美濃部知事が、選挙の際、「東京都に青い空を」と都民に訴えて、共感を得たことは、けだし当然のことと申さなければなりません。いずれにせよ、今日わが國の公害対策が、従来のような産業偏重、生産第一主義の姿勢では、これから公害対策の万全を期することは、とうてい不可能であり、われわれがつとに国民の健康、静穏な日常生活、財産及び農林水産資源等を公害から守るという大前提に立ったみずから公害対策基本法案を提示し、政府に強く善処を要請してまいりましたのも、責任ある政党の立場として、けだし当然の

ことであります。佐藤内閣も、われわれの強い要請と世論の前に、ようやくみこしをあげ、先ほど坊厚生大臣より御説明のありました内容の政府案を提案されたのであります。が、政府案発表當時あらゆるマスコミがあげて批判したことと、經濟界の圧力を屈して、当初の厚生省試案より大幅に後退し、およそ公害対策基本法案たるにふさわしいバックボーンに欠けてることは、まことに遺憾であります。われわれは、わが國の公害の現状と将来に深く思いをいたし、国民の公害対策基本法案に寄せる期待にこだえるため、最善の努力を尽くさなければなりません。その意味において、われわれの案こそまさに国民の期待にこだえる最良の案と信じ、以下、若干政府案にも言及しつつ、その内容のおもなる点を御説明いたします。

まず第一は、本法の目的に関する事項についてであります。われわれの掲げている目的は、そのとおりです。われわれの案には「公害の健全な発展との調和を図りつつ」という、きわめて重要な字句が挿入されているところに問題があります。この表現は、第一条の目的と第八条の環境基準に出ておりますが、本来、公害の防止とは異質のものであり、国民の生存権にかかる公害対策が、産業界の要求に道を譲つて公害対策の万全は期し得ないし、企業自身も他の企業の公害によって被害を受けている事例に従っても、当然削除すべきものであります。

第二は、公害に対する事業者の責任を明確にうたっていることです。本来、公害は、発生者責任主義によつて処理すべきものであり、公害の主たる発生源たる事業者は、その社会的責任の主たる発生源たる事業者は、その社会的責任の

立場からみても、進んで公害防止のための万全の措置を講ずべきであります。このことは、われわれの基本的主張であるのみならず、公害審議会答申、社会開発懇談会中間報告、人口問題審議会申、公害対策審議会の答申等の中でも、一致して同様の主張を述べております。從

来、日本の事業者の場合、政府の企業擁護の政策と相まち、公害に対する企業責任の自覚に欠け、あるいは責任を回避する傾向の強かつたことは、経団連の「公害防止対策の基本的な考え方」の中で

する義務を課しております。

第五は、公害行政の一元化による所要の機構整備をはかったことであります。すなわち、今回新たに公害の発生の防止に関する行政事務及び公害防止事務を置くこととし、地方支分部局、中央公害対策審議会並びに公害防止研究所を置くこととしたことです。

また、都道府県または指定都市に、地方公害対策委員会を置くことができるところとし、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、公害行政の一元化を団体の運営など、ほどほどにという企業エゴイズムの強いものもあります。われわれをして率直に言わしむれば、年間六千億円をこえる交際費のたとい三分の一でも、四分の一でも、思い切って公害防止事業に振り向けるという新しい企業者モラルを持つべきだと思います。なお、公害防止の徹底と公害にかかる被害者の救済に万全を期すため、事業者の無過失賠償責任を明らかにしたことは、きわめて重要な点であります。

第三は、国及び地方公共団体の責務を明確にし、公害の発生の防止のみならず、公害にかかる被害の救済に関する施策を講ずることを明らかにいたしました。

第四は、政府が公害対策に関する五カ年計画を作成して、国会に提出するのみならず、これを広く天下に公表し、毎年その実施状況を国会に報告

す。排出等の基準の設定については、中央公害対策審議会の意見を聞いて、大気の汚染、水質の汚濁、及び騒音のそれぞれについて、許容限度を設定することとし、その基本的条件は、住民の健康、静穏な日常生活、財産、農林水産資源等が侵害されないようにするため、必要かつ十分なものでなければならぬと明確に規定して、公害から国民を守る國のき然たる態度を明らかにしております。

第七は、排出等の基準の設定についてであります。排出等の基準については、中央公害対

策委員会が、中央公害対策審議会の意見を聞いて行なってまいりますが、その権限を一部地方公害行なうことに委任することができる」とし、中央、地方を通じ、実態に即した機動的運営をはかる所存であります。

度ついてであります。これは、公害にかかる被害を受けた國民からすれば重大國心事であります
が、従来の事例に徴しても、公害紛争は、被害者と加害者の間で短期間の間に処理されることが一
般的に困難であり、かつ、加害者が不特定多数で
見きわめがたい場合においても、現に被害者が公
害にかかる死亡もしくは病気という事態も当然
予想されます。したがつて、われわれは、公害に
かかる被害者の立場に立つて、救済基金制度や
救済のための公害保険制度等の創設を検討し、そ
の結果に基づく救済制度を確立して、公害にかかる
わる被害者に対する医療の給付もしくは生活費の
給付または公害にかかる被害についての原状回
復等の救済がすみやかに行なわれるよういたし
たいと存じます。

最後に、公害の顕著な地域等における特別の施策については、政府案は、基本法案の中に実体法的性格の内容のものまで含まれていると考えられます。ですが、われわれは、この点については明確に区分し、別に、公害の顕著な地域等における公害防除特別措置法案として、基本法案と同時提案しておりますことを申し添えておきます。

以上がわれわれの提出いたしました公害対策基本法案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願い申し上げまして、提案理由の説明を終る次第であります。(拍手)

公害問題がここまで大きくなつたことは、制度の欠陥もさることながら、わが国企業が政府の活動や営利の自由を強調して、企業の社会的責任を自覚しないばかりか、政府もまた、企業の保護、生産第一主義の立場から、企業が国民の生活環境や健康を阻害することを、やむを得ないこととして見過ごしてきた人間無視の政治に、その大きな要因があるのであります。

○副議長(河野謙三君)　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。柳岡秋夫君。

〔柳岡秋夫君登壇　拍手〕

○柳岡秋夫君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案されました公害対策基本法案について、總理並びに関係大臣及び提案者に質問をいたしたいと思います。

はなやかな工業開発の裏で、國民はいま公害におびえております。明るい太陽がほしいという声は、單に、一時的、局地的なものではなく、常に広く全國的に広がつておるのであります。そうして公害都市四日市では、企業と政府の人命軽視の無責任な態度に対しても、死をもって抗議をするといふ悲劇が再び起きているのであります。公害が社会問題としてやかましく論議をされましてから十年を経過いたしますが、その被害は深刻かつ重大化しつつあり、わが國の美しい國土と健康な國民生活を破壊するばかりでなく、農林水産業等の他産業にも悪影響を与えるなど、重大な問題となつておるのであります。

質問の第三は、公害の責任についてであります。
都市公害は別といたしましても、公害が企業活動の結果であることは明らかであります。したがいまして、その責任者は企業であることは論をまちません。この点、政府原案は、発生者責任主義で優先させるということを基本としなければならないと思うのであります。総理の演説が口先だけではないことを、ここに示していただきたいと思います。

質問の第二は、公害問題に対処をする政府の基本的姿勢についてであります。

総理は、今国会の施政方針演説の中で、「社会の主体は人間であり、経済の繁栄は人間の尊厳と社会の福祉に奉仕するものでなければならぬ」と強調されました。政府の公害対策の基本姿勢を示します。目的規定には、「経済の健全な発展とともに調和を図りつつ」という条項がございます。^{詳しい}かえれば、経済の発展のためにには、国民の健康が犠牲にされることもあるということであります。私は、ここに、政府の産業優先の基本的な性格が端的にあらわれていると思うのであります。人間の生命や健康を脅かすような経済の発展は、それ自体、健全とは言い得ないと思います。憲法で保障された、国民の健康で文化的な生活を営む権利を守るために、公害の発生源についての権利を制約することは、国の当然の使命であります。国民が公害の被害から免かれる権利を持つ

また、厚生大臣は「この法案は一般的な基本法であるから、一般的には無過失責任を規定できない」と衆議院の本会議において答弁をされました。しかば、鉱業法や原子力賠償法のように、個々の法律において個別的に規定する考え方であるのかどうか、お伺いをいたします。

質問の第四は、救済制度についてであります。

基本姿勢のあいまいさが企業の責任を不明確にし、発生者の責任がこまかされてしまうのであります。四十一人が死亡をいたしました水俣病が新日本住友水俣工場から排出をする排水中のメチ

す。

の責任において救済措置を講すべきであります。この点について、縦理の見解をお伺いいたしま

ります。企業活動と被害との因果関係が個別的に明白である場合はもとより、これが不明確な場合でも、無過失責任の原則を確立し、企業みずから検討にゆだね、また、公害防止事業に対する負担の範囲については、一切を別の法律に定めるとしているのであります。科学的に因果関係が証明でき、原因者がはつきりするのであれば、私法上の救済の余地がござりますけれども、当事者が多数で確定できず、また、因果関係の証明ができないところに、今日、新たな公害規制の必要が生じたのであります。したがって、公害関係についての立証は、常識的に見て因果関係があると判断できる程度であれば責任を認めるということにしなければ、公害問題の前進はあり得ないとと思うのであります。企業活動と被害との因果関係が個別的に明白である場合はもとより、これが不明確な場合でも、無過失責任の原則を確立し、企業みずから

Digitized by srujanika@gmail.com

Digitized by srujanika@gmail.com

して被害者の救済制度の確立は、今日、公害対策の重要な課題であります。泣き寝入りや不当な示談に甘んずることのないように、すべての公害の紛争に、和解、仲介の制度、調停及び仲裁の制度を設けるほか、被害者の申し立てによる公害発生源に対する施設の改善命令ないしは施設の使用中止命令などの行政処分の行使、さらには苦情受付窓口の一元化等、被害者の救済を徹底的に行なるべきであります。政府はいかなる救済制度を考えているのか、厚生大臣から明らかにしていただきたいと思うのであります。なお、この際、阿賀野川事件に対する総理の御見解もあわせてお伺いをいたします。

ル水銀化合物であると判断をした政府は、二度とこのような事件のないようなどうことで、全国の同様な生産工程に対して調査と指導を行なつたのはずであります。しかるに、同じ事例が再び新潟県阿賀野川流域において発生したということは、政府に手抜かりがあつたか、あるいは企業側の廢液処理に欠陥があつたか、いずれにいたしましても、因果関係がはつきりしているにもかかわらず、企業は、当社に責任がないとして、裁判を受けて立つと豪語いたしておられます。政府もまた傍観の態度をとっていることは、きわめて遺憾でございます。このような企業と政府の姿勢が続く限り、國民は公害の被害から免れることはできないのであります。

は、具体的な施策のよって立すべき基本方針の宣明を内容とするものであることは言うまでもありません。そして、それは憲法と異なり、他の関連法律に対しても、法律的意味ではこれを規制する効果を持つてないのです。そこで、基本法の審議にあたっては、関連法律をあわせ審議するのではなく、その実質上の機能を確保することはできないのです。しかるに、今国会に提出される関連法律案は、海水汚濁防止法案、工業立地適正化法案の二つだけです。そこで、最も関係の深いい煙規制法、工場排水法の改正案は、提案をされませんでした。また、基本法に基づいて当然制定すべき費用負担に関する法案、被害者救済に関する法案については、その要綱さえもまだ明らかにされていないのです。公害はおくれればおくれるほど事態は深刻となり、解決は困難となるのです。仮つくて魂入れずということがはがきます。仮ならざる仏では魂の入れようもないと思うのですが、関連法律が提案できない理由はどこにあるのか、また、いかなる法律を、いつ、いかなる内容でつて提案しようとするのか、厚生大臣にお伺いいたします。

おる施策について共通の目標を設定し、総合化をはかることにあるとするならば、総合化を確保する道として実施部門の一元化がより有効であります。厚生省も、こうした観点に立って、強力な権限を持つた行政委員会としての公害委員会の設置を打ち出したと思うのであります。が、関係閣僚会議のとき公害対策会議に後退をした理由はどうあるのか、また、かかる寄り合い世帯的機関で国民の期待にこたえるような責任のある総合的施策が推進できると思うかどうか、お伺いしたいのです。

また、總理に、この際、一元的行政機関によつて責任体制を確立してこそ、総合的な施策の推進がはかられると思うのでありますけれども、御見解をいただきたいと思います。

質問の第七は、公害の予防対策についてであります。今後の公害対策の基調は、総合的な都市計画ないし地方計画に基づく土地利用計画による予防的施策でなければなりません。政府は、この原則を確立すべきであると思うのであります。また、都市計画法の改正を検討中でございますけれども、この中で公害規制などのような地盤を立てる

ないでのあります。したがつて、実用化率も低いのであります。国民の生命と健康を守る立場から、政府は、この際、試験研究機関の強化をはかるため、大幅な研究費の増額と、公害防止の総合試験研究機関を設置する考えはないか、厚生、通産両大臣のお答えをいただきたいと思います。

質問の第九は、中小企業対策についてであります。中小企業は、発生源が多発的であり、しかも技術の後進性と資金難で、防除施設の普及も容易ではありません。したがつて、特にきめのこまかい政府の援助が必要であります。今日、中小企業近代化資金等の貸し付け状況を見ますると、貸し付け予定ワクに対し申請件数がきわめて少ないのであります。したがいまして、公害防止施設のための融資は、自己負担をやめまして、全額無利子の融資とする考え方いかどうかを、この際、通産大臣にお伺いしたいのであります。

次に、角屋衆議院議員に、政府案と社会党案の基本的な相違点をお伺いをいたしたいと思います。

最後に、今日、公害対策は、実行あるのみであります。どんな困難な事情が伴うとしても、強力に推進をしなければならない国民的課題であります。したがつて、私は、国民の立場に立つた具体的な施策のすみやかな実施のために、政府も、原案にこだわることなく、党派をこえて各党のそれぞれの基本法案を謙虚に検討し、一日も早く人権優先の理念に基づいた基本法の制定をはかるべきと思うのであります。が、この点についての總理の所信をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣佐藤築作君登壇、拍手〕

官報(号外)

○國務大臣(佐藤榮作君) 柳岡君にお答えいたしました。

御承知のように、最近の経済の発展は、すばらしい、目ざましいものがあります。その結果、私どもの生活も向上し、また、繁栄をもたらしたのでございます。しかし、その一面に、御指摘にもありましたように、過大都市が出てくる、あるいは工業地帯の集中が行なわれる。その結果、あるいは大気が汚染する、水質が汚濁する、騒音が起ころる、あるいは動搖等を感じる等々のいわゆる公害発生を見たのであります。そうして今日これが社会問題になり、同時に大きな政治問題になつたことは、幾ら公害がたいへんだと申しまして、かように私は考えております。経済の発展、これをなくして昔のような自然の姿に返す、こういうことは、幾ら公害がたいへんだと申しまして、だれも考えてはおりません。やはり文化を、文化的な生活をもとへ返す、こういうものではない。しかし、ただいまのような産業が興るにして、これに対する対策よろしきを得ればいまのようないふくをすべきだと思います。

そこで、第一の問題といなしまして、この公害が発生する、そろそろ、これの対策もいろいろあるが、事業者、国、地方団体等がそれぞれ対策を立てるべきではないかと、こういうことなどは、いわゆる公害が発生しないように、そういう公害の発生しないようなくふうをすべきだと思います。先ほどの柳岡君のお話にも、土地の利用計画を立てろ、あるいは私権についても適当に制限を加えるべきではないかと、こういうことなどは、いわゆる公害が発生しないように、こういふふくを全部勘案いたしまして対策を立ててください。

そこで、第二の問題といなしまして、この公害が発生する、そろそろ、これの対策もいろいろあるが、事業者、国、地方団体等がそれぞれ対策を立てていくが、まず何よりも事業者の無過失責任、そういう制度を考えたらどうか、こういふ御指摘であります。これもあるほど一つの考え方になります。社会開発の必要を強く説いたのであります。経済開発、これはたいへん望ましい、それぞれの効果のあることではあるが、しかし、人間の尊厳、同時に社会公共の福祉に奉仕する、これが経済開発の目的である、そういう意味でいわゆる社会開発の必要性を説いてまいりました。今日この観点からただいまの公害問題にも対処しようとするのであります。今回提案いたしまして御審議をいただいておる基本法は、そ

ういう観点に立つて実は立案されております。どうかさような観点に立つて、目的を十分達するかどうか御審議をいただき、お説にもありましたように、今日これはほうってはおけない、一日も早く、くりっぱな法律をつくるべきだ、かように私も考えますので、十分の御協力、御審議のほどをお願いをしたいと思います。

そこで、基本的な問題で、どうも今回の基本法を見ると、「経済の健全な発展との調和を図りつつ」、こういふようなことを言つてはいるが、ここはどうも重点がほけるのではないかというお話をあります。しかし、私がまず第一段に申し上げましたように、すべてのもの——政治はもちろんであります、経済の開発も公共の福祉に奉仕するものだ、こういう観点でただいまの調和の問題を考えたように、すべてのもの——政治はもちろんであります、経済の開発も公共の福祉に奉仕する

ものねらいは公害を発生させない、ことにあるので、公害ができたらその責任の追及もいたしますが、それは、追及する場合には、事業者、国並びに地方公共団体がそれぞれ責任を分担して処理していく、こういふたてまえであつて、できるだけ公害の発生しないようなくふうをすべきだと思います。

そこで、医療等につきましては、これは万全を期する考え方でござります。

最後に、公害防止についての技術開発並びに技術研究所を設けると、こういふ御提案でござります。公害は、ただいまいろいろの議論をされておりますが、何といっても公害が発生しないようになりますが、何といつても公害が発生しないようになります。ただいまそういう方向で検討はいたしております。ただいまそういう方向で検討はいたしております。また、ただいまの研究所、そういうセンター、そういうもの等については、これは前向きの立場で十分検討してみたいと、かように思いました。(拍手)

〔國務大臣坊秀男君登壇、拍手〕

○國務大臣(坊秀男君) 私に対する御質問にお答えを申し上げます。

まず第一は、公害についての無過失責任についてどうかと、こういう御質問でございますが、すでに総理から詳しく述べ申上げたとおりで

ございますが、一言補足をさせていただきますならば、公害基本法は、きわめて複雑多岐なる公害に対する基本的な政府の方針、態度といったようなものを規定したものでございまして、この複雑多岐なる、いろんな問題に対しまして、無過失責任をとるということ、これは立法上その他の関係で非常に問題が多からうと思いまして、無過失責任は基本法においてはとらなかつたわけでございますが、御指摘のとおり、ほかの単独の法律におきましては、無過失の責任をとつておる法律もござります。そなういたようなことを勘案いたしまして、この基本法に関連する諸般の法律案に対しましては、これは慎重に検討をいたすべき問題であろうと考えております。

次に、救済制度を一体どうするかと、こういう問題でございますが、日本国民は、何びとも民法その他に基づく損害賠償を請求できることになつておることは、これは当然でございますけれども、公害については、因果関係を十分明らかにすることができないような場合が多い。そこで、訴訟技術上の問題もあるので、現在、水質保全法、ばい煙規制法等におきましては、都道府県知事による和解の仲介の制度が設けられております。今後は、さらに公害に関する紛争処理の制度の整備、被害の鑑定や、原因の把握のための専門機構の整備などを検討するとともに、一般住民からの苦情の処理や、救済資金を確保する方法としての基金または保険といったような構想というものを、これは検討してまいるべきものだと考えております。

なお、原子力による被害及び石炭鉱業による被害については、現在すでに原子力責任保険や石炭業者の費用負担に関する法律の制定、公害にかかる

公害基金といった制度が確立されておりますので、このよしな考え方や仕組みについても、これを参照いたしまして検討を進めてまいりたいと、かように考えております。

それから、基本法との関連法を一体どうするかと、こういう御質問でございますが、公害問題は、まことに複雑多面的な問題であります。一方で、この重大な問題を解決するためには、政府及び地方公共団体、事業者、住民の三者が一体となって公害に取り組むことが、何よりも重要でございます。それなくしては公害問題は解決できない問題でございます。このような見地から、これら三者の責務と公害問題に取り組むべきその基本的姿勢の方向を明らかにしようとするのが、基本法であります。政府におきましては、この基本法に規定している施策を、できるだけすみやかに実施していく方針でございますが、具体的な公害対策実施のための個別法令の制定、改正について、逐次検討を加えて、整備をはかつてまいる所存でございます。

公害の防止に関する法令で、今国会にすでに提出されておるものといたしましては、船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案がありますが、その他土地利用及び施設の設置に関する規則についても検討が進められております。今後、大気汚染の観点からのばかりの問題でございまして、公害の予防につきましては、総合的な土地利用計画をつくる必要があるのではないかというお話をございますが、私も質問者と全く同意見でございます。ただいま土地利用につきまして制限がいろいろございますが、たとえば、地域制によります住宅の制限、あるいは一定規模以上の住宅宅地の造成をやる制限等がございますが、現在の都市の無秩序な拡散によりまして、住宅と工場が混在する、あるいは非常に環境が悪くなるとかいうことに対して、現在の方法では対処できません。したがいまして、総合的な土地の利用計画をつくりまして、秩序ある都市形成をしたいと思っておる次第でございます。

また、都市計画をする場合には、より新しい制度を取り入れまして、公害の防除並びに環境のいい都市をつくりたいために、現在、建設省といたしましては、都市計画法を検討いたしておる最中でございます。

なお、土地利用計画を策定する場合におきまし

る被害救済制度の整備についても、すみやかに検討を終えまして、その実施につとめる所存でございます。

次に、公害行政の一元化の問題でございますが、この点につきましても、総理からすでに詳しく述べましたので、重複を避けるため

に、私は差し控えさせていただきます。

それから、公害の総合的な研究をどうするかと御答弁がございました。私も総理から詳しく述べましたので、これも総理から詳しく述べます。

以上でございます。

〔國務大臣西村英一君登壇、拍手〕

〔國務大臣西村英一君登壇、拍手〕

〔國務大臣菅野和太郎君登壇、拍手〕

〔國務大臣菅野和太郎君登壇、拍手〕

ての憲法との関係でございますが、この都市計画の策定のために私権が制限されたといてしまふ。それは公害の防除であり、あるいは環境整備のためである以上は、これはやむを得ない。憲法第十二条ないし二十九条の精神に違反するものではありません。現在では、それは公共福祉のためにはある程度の犠牲を払わなければならぬということは常識でございます。いわんや、公共財産におきましても、現在では、それは公共福祉のためにはある程度の犠牲を払わなければならぬということにつきましてはその感を深くするものでございます。憲法のいう精神と違反しないと、私はかように考えておる次第でございます。

(拍手)

とに対し、どういら対策があるかといふお尋ねがあつたよう思ひますが、それに対しましては、中小企業設備近代化資金によりまして、二分の一の無利子貸し付けをやり、また、中小企業金融公庫、公害防止事業団による低利融資を行なつておるのあります。が、さらに本年度からは、新たに発足する中小企業振興事業団から、共同排水処理施設に対し、八割の無利子融資を行なうことにしております。が、しかし、明年度以降におきましても、中小企業の公害防止施設のために、条件をより有利にしたいといふ考へで積極的に考えておる次第であります。(拍手)

○衆議院議員角屋堅次郎君登壇(拍手) 先ほど柳岡さんから、政府案と社会党案との、法案の基本的な差異についてお尋ねがございました。簡潔にお答えをいたしたいと思います。

私どもは、皆さんも御承知かと思いますが、すでに昭和四十年の四月に、社会党の公害対策基本法案を国会に提出いたしました。そして政府に、すみやかに政府の公害対策基本法を出すべきである、こういうことを強く迫ってはいた経緯がございます。で、今回、社会党の公害対策基本法案を提案するにあたりましては、その後における公害審議会あるいは厚生省試案あるいは日弁連の意見、関係団体等の要望、こういふものを十分精査をいたしまして、今日の時点では、国民的な立場から、公害対策基本法として、いかなるものを基体的に包含すべきであるか、こういう立場から、今回の社会党の公害対策基本法案を提案いたしました。が、いまして、四十年の四月に出した法案の中身と、基本的には差異はございませんけれども、相当現在の情勢に即応して、内容の整備を行なつたわけでございます。

先ほど来、柳岡さんの質問に対して、佐藤総理は、今日の時点において、公害対策基本法案をお互いの政治的責任においてきめていく場合において、まず考えなければならないことは、今まで以下関係各大臣の御答弁がございましたが、私どもは、今日の時点において、公害対策基本法案を立て、地方公共団体も、企業者も、いかなる反省の上に立つかということがまず出発点にあると思うのであります。

その場合に、公害の主たる発生源である日本の企業者の多くは、公害問題についてはきわめて責任感が薄い、あるいはまた、ややもすれば責任を回避する傾向にある。元來、アメリカやヨーロッパの事業者等の状態がいたしましても、いわゆる事業者自身は地域社会の一員である、生産活動をやると同時に、公害防止については、地域社会の一員として社会的責任を感じ、そして、その立場から、企業者としての任務の遂行を、万全を期していく、こういうことが欧米の企業者の姿勢でございます。しかしながら、わが国においては、残念ながら、生産第一主義、利益追求第一主義、こういうことに企業者は追われまして、公害防止に対する責任の遂行については非常に欠ける点があつたことは、反省されなければならないと思います。同時にまた、政府自身の立場からい

る政府自身の冷感なる自「批判がなされなければならぬ」と思うのであります。

また、地方公共団体が、戦後のわが国の経済の発展の中において、工場誘致といふことに非常に追われまして、工場誘致ないしは地域開発にあたって、地域住民の福祉、地域住民におけるところの地場産業の育成強化等の関連において、正しく地域開発はいかにあるべきか、こういう点において、地方公共団体の従来のいわゆる地域開発のあり方については、冷感な反省が必要であります。

私どもは、今日、全国的にひどくなつてきてゐる公害の現状を考える場合において、企業者の立場から見ても、政府あるいは地方公共団体の立場から見ても、今日の公害の深刻なる現状を、公害対策基本法案を制定するにあたつて、それぞれの責任分野において、いかに責任を感じ、姿勢を正し、そうしてまた、今後、公害の絶滅のために、それぞれの責任分野で何をなすべきであるか、こういう立場において、本来基本法がつくられなければならない、こう思うのでござります。

そういう点から考えてまいりますと、たとえば先ほども佐藤総理から御答弁がありました。第一条の目的、あるいは新しく創設をされました環境基準の第八条において、「経済の健全な発展との調和」という美名のもとに、国民の生命、健康が二次的に取り扱われ、あるいは「経済の健全な発展」に道を譲るがとき条文を挿入をいたしたことは、これは経済界の要請ではありますけれども、公害防止の立場から見た場合には、これ

は当然削除されるべきものでございます。同時に、企業の責任の立場から申しますならば、私ども

も並びに野党の、他のすでに提案されておる法案の中でも提示されておりますように、先ほど、総理、関係大臣から御答弁がございましたが、無過失賠償責任、こういう立場に立つて企業者が公害対策に対するみずから責任を遂行していく姿勢が、今日大きく望まれておると私どもは思うのでございます。

具体的な二、三の重要な問題についてさらに触れて、簡潔にお答えをいたします。

まず、環境基準、排出等の基準に関連をいたしまして、政府案では、環境基準、排出等の基準の相互関係がきわめて不明確であります。いわば、

環境基準は、排出等の基準に対する政策の目標的な性格を持つておる感がいたしますけれども、私ども社会党案では、環境基準を「許容限度」と表

現をしておりますが、そく基本的に大きい差異はないと思いますけれども、この場合には、許容限

度は、国民の健康、静穏な日常生活、財産、農林水産資源の保護の立場から、必要かつ十分なものでなければならないといふことを明定をいたしました

して、やはり公害防止は人間の生命と健康が基本である、こういう立場で環境基準をきめるべきで

あり、それを下回った条件下において、各工場その他排出等の基準がきめられていくべきであ

る、こういうことを明確にし、しかも許容限度については今後常に科学的検討を加えながらレベル

アップしていく政策的意欲も明らかにしておる

ことは、御承知のことおりであります。

なお、重要な教済制度の問題についても、本来、教済制度の基本的な考え方としては、医療費の給付問題、生活費の給付問題、被害にかかる原状回復問題等々を含んだ教済制度を中身にすべきが基

本的な考え方でございまして、政府案では、單に
これらの救済制度については検討をするという考
え方をしておりますけれども、何といつても、公
害については、公害の予防・排除・救済、この三
位一体が基本法の中で明確にされなければ、バッ
クボーンに欠けると申し上げなければなりません

ある体制がとられなければならない、かように考
えておるわけでございます。
なお、最後の問題については、委員会の審議を
通じて御説明申し上げたいと思います。(拍手)

ただいま議題となつております公害対策基本法案について、總理並びに関係大臣に若干の質問をいたすものであります。

について、総理並びに関係大臣に若干の質問をいたすものであります。

質問に先立ち、まず總理にお願いいたしたいことは、公害問題は十数省にもわたる複雑な問題でありますて、それだけの大蔵全部をここに御出席

とは、公害問題は十数省にもわたる複雑な問題でありますて、それだけの大蔵全部をここに御出席願うわけにはまいらないので、私は基本的な問題

あります。それだけの大臣全員をここに集まらなければ、私は基本的な問題についてお尋ねいたしますので、関係大臣のない問題については、総理から一括して御答弁をお

についてお尋ねいたしますので、関係大臣のない問題については、総理から一括して御答弁をお願いしたいわけであります。

い問題については、総理から一括して御答弁をお願いしたいわけであります。

産業公害の現状については、多くの説明をここで述べるまでもなく、いまや人命にかかるる重要な問題であり、公害対策こそ、最も焦眉の急を要するにいたしまつたのである。

に述べるまでもなく、いまや人命にかかる重要な問題であり、公害対策こそ、最も焦眉の急を要する政治的課題であると思うのであります。そこ

な問題であり、公害対策こそ、最も焦眉の急を要する政治的課題であると思うのであります。そこで、今国会にも公害対策基本法案が、内閣からも、まさに各会派からも是出させておりまます。これ

で、今国会にも公害対策基本法案が、内閣からも、また各会派からも提出されております。これではみな、国民大衆をいかにして公害から守るか

も、また各会派からも提出されております。これはみな、国民大衆をいかにして公害から守るかに、最も重要な目標があるわけであります。しか

はみな、国民大衆をいかにして公害から守るかに、最も重要な目標があるわけであります。しかるに、政府案は、この基本的な目標からはずれていることを、ます指摘せざるを得ないのであります。

るに、政府案は、この基本的な目標からはずれていることを、まず指摘せざるを得ないのであります。

そこで、質問の第一は、まず政府案は、第一条の目的に、「国民の健康を保護する」とと「経済の健全な発展との調和」をうたっております。総

理は先ほども経済発展の重要なことを強調されました。もちろん、われわれも経済の発展をないがしろにしようとおもうではありません。ただ、経済発展のための法律はほかにもたくさんあるわけあります。したがつて、この公害基本法になぜ經濟の発展を入れなければならないか。公害基本法は、經濟の発展した現段階において、あるいはまた、将来さらに発展したときに、いかに公害から國民を守るかが、それが基本法でなくてはならないわけであります。現実に公害に悩んでいる人たちがたくさんいるときに、經濟發展との調和をどうたらとうといふ、その政府の姿勢に対して、はなはだ理解に苦しむものであります。が、總理の明確な御答弁をお願いしたいのであります。

り、ここで認定された患者には治療費の全額を補償しております。われわれはすでに以前から、国がこれを傍観しておるべきではないと強調していましたが、ようやく四十二年度予算に国が医療費の八分の一負担するようになつております。しかし、それはわずか百万円であります。われわれはこうした救済制度を全国にわたつて制度化していくべきだと考えます。新潟の阿賀野川水銀中毒被災者に対しても、治療費二百万円が厚生省から支出されることになったといわれますが、このように単発的な一時的なものでなく、法律の上で明確な制度をつくるべきだと考えますが、いかがでしょうか。金額においても、百万円とか二百万円といふわざかなものでなく、本格的な対策を講すべきが当然であります。が、総理はどうのようにお考えですか、お伺いいたします。

質問の第三は、環境基準の設定についてであります。国民大衆を公害から守るために、この環境基準のきめ方、その内容、また、それをいかにして強力に実施するかにかかるております。厚生大臣は、いかにしてこれをきめ、国民の納得のいく基準を強力に実現することができるとお考えか、また、その基準はいつできるのでしょうか、その具体的な対策と決意のはどをお伺いいたします。

それにもしても、わが国の公害対策の現状は、調査研究がはなはだ立ちおくれております。いま、一例をあげるならば、大都市や幹線道路沿いに住む人たちにとって大きな悩みは、自動車の排気ガスの問題であります。ところが、諸外国ではまだ、ほとんどその効果をあげていない。しかも、

これを担当する運輸省では、自動車公害対策の研究を船舶技術研究所の中に置いております。なぜ自動車の公害対策を、独立した研究所で行なわないのか。しかも、この部門の定員は、部長以下わずか十人、研究予算もわずかで、はなはだ不十分であります。こうした研究こそ、政府が力を入れなくてはならないのであります。利潤本位の業者が、とうていそのような研究を行なうわけがありません。したがって、政府の努力に待つ以外はないのですが、どのようにこの研究を充実させていくかについて、運輸大臣、大蔵大臣にお伺いしたい。特に、大蔵省が予算の査定の段階で、これららの研究についての予算を大幅に削減したと言いますが、いかがですか。また、わが国の自動車が、公害対策を怠っていると、もはや外国では使えないくなってしまうのではないか。今後の自動車の輸出にも影響する問題として、通産大臣に

お伺いしたいのです。自動車公害対策の研究を船舶技術研究所の中に置いております。なぜ自動車の公害対策を、独立した研究所で行なわないのか。しかも、この部門の定員は、部長以下わずか十人、研究予算もわずかで、はなはだ不十分であります。こうした研究こそ、政府が力を入れなくてはならないのであります。利潤本位の業者が、とういていそのような研究を行なうわけがありません。したがって、政府の努力に待つ以外はないのですが、どのようにこの研究を充実させていくかについて、運輸大臣、大蔵大臣にお伺いしたい。特に、大蔵省が予算の査定の段階で、これららの研究についての予算を大幅に削減したと言いますが、いかがですか。また、わが国の自動車が、公害対策を怠っていると、もはや外国では使えないくなってしまうのではないか。今後の自動車の輸出にも影響する問題として、通産大臣に

相変わらずばらばらですが、これについて総理、大蔵、厚生の各大臣から御所見を承りたいのであります。

最後にお伺いしたいのは、今後の具体的な対策についてであります。ただ、基本法ができただけでは、実際の効果はあがらないことは、先ほど来のお話のとおりであります。この精神を具体的に実現するために、各省では、具体的な関連法案をいつまでに準備するのか。先ほども御答弁がありましたが、ここで、公害に悩む国民に対して、いつになら安心して生活ができるようになるかを、総理並びに関係大臣——関係大臣がごく少数でありますので、特に総理から、誠意をもってお約束願いたいわけであります。

また、企業は、いまだに積極的に公害防止に

かからうとしないところがありますが、そこで、

中小企業に対し、特に積極的な助成措置を講ずべきであります。従来、すでに事業団もでき、融資の道も開かれしておりますが、国全体の公害の現状から見て、とうてい満足のいく成果をあげているように発言しておられます。具体的にどういたしますか。現状を見れば、たとえば、水に

ついて、企画庁、厚生省、農林省、建設省、通産省等と、それぞれ予算を取つて、調査などを実施しています。一本の川、一つの海に対して、なぜそ

ういふべきであります。また、公害を発生する企業

は、公害の防止のためには、そのような各省ば

らばらでないところの、強力な実施機関が必要だ

と考えますが、いかがですか。政府の基本法は、

相変わらずばらばらですが、これについて総理、大蔵、厚生の各大臣から御所見を承りたいのであります。

以上、総理並びに厚生、通産の各大臣にお伺いしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。
先ほど柳岡君にもお答えいたしましたが、だいぶ重複する点があるようですが、小平君、特にこれを、総理並びに関係大臣——関係大臣がごく少數でありますので、特に総理から、誠意をもってお約束願いたいわけであります。

また、企業は、いまだに積極的に公害防止に

かからうとしないところがありますが、そこで、

中小企業に対し、特に積極的な助成措置を講ずべきであります。従来、すでに事業団もでき、融

資の道も開かれておりますが、国全体の公害の現

状から見て、とうてい満足のいく成果をあげてい

ます。しかし私は、この産業の発展、これは大事な文

化的国家をつくる上に、また繁栄する社会をつ

くために必要なことだと思いますが、この経済の

発展だとあって、ただそれを野放団にいたしまし

と、たいへんな公害が起こる、先ほど来申しまし

ます。また、公害を発生する企業に対しては、無

過失責任の原則を認めるべきであります。厚生大

臣は先日の衆議院本会議で、今回の法案には無過

失責任というものを規定するに至らなかつたが、

今後、重大な検討事項として残していくないと答

弁し、先ほど、厚生大臣は、やや具体的に御答弁

をされておりましたが、國民の安心できるよう

ませんが、經濟の發展も必要だ。しかし、これは

たしたいのであります。また、この点について、佐藤総理からも先ほど答弁がございましたが、総理自身もこれを重要な検討事項とお認めになつてあります。

いらつしゃるのかどうか、御説明を願いたいのであります。

以上、総理並びに厚生、通産の各大臣にお伺いしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

先ほど柳岡君にもお答えいたしましたが、だい

ぶ重複する点があるようですが、小平君、特にこ

れらの点について、重複するにかかわらず、お尋ねでありますので、重ねてお答えいたします。

そこで、いわゆる經濟の發展と調和をはかる、

こういう点でありますけれども、これはなぜそ

ういふべきであります。従来、すでに事業団もでき、融

資の道も開かれておりますが、国全体の公害の現

状から見て、とうてい満足のいく成果をあげてい

ます。しかし私は、この産業の発展、これは大事な文

化的国家をつくる上に、また繁栄する社会をつ

くために必要なことだと思いますが、この経済の

発展だとあって、ただそれを野放団にいたしまし

と、たいへんな公害が起こる、先ほど来申しまし

ます。また、公害を発生する企業に対しては、無

過失責任の原則を認めるべきであります。厚生大

臣は先日の衆議院本会議で、今回の法案には無過

失責任というものを規定するに至らなかつたが、

今後、重大な検討事項として残していくないと答

弁し、先ほど、厚生大臣は、やや具体的に御答弁

をされておりましたが、國民の安心できるよう

ませんが、經濟の發展も必要だ。しかし、これは

やはり調整をはかつて、そうして最終的には人間

に奉仕するもの、公共の福祉に奉仕するもの、こ

ういうことを十分認識してもらいたい、かように思

うからこそ、ただいまのような調和をはかると

いうことを認識してもらいたいと思います。

私は、このことばが、いわゆる經濟偏重、經濟第一主義、産業第一主義、そういうものでないことを

ひとつ御理解をいただきたいと思います。

次に、この公害の発生した所、たいへんきれいな場所だったのが、そこで公害が発生しておる、四日市の例をお話になりました。しかし私は、こ

ういう所で全部工業がなくなる、そういう意味からも、

もう状態に返すことだけが、ただいま申すよう

に、お互いのしあわせではないということを申し上げておるのであります。そういう意味からも、

調整をはかることが必要でございます。そこでひ

とつ、今日まで発生した公害、それにに対する対

策、今後産業がかもし出すおそれがある公害とそ

の対策、これは一体、二つに分けて一応考えてみ

ますと、その発生した公害、この被害者に対する救済、この処置は、これは十分尽くさなければ

なりません。これは御指摘のとおりであります。

そこで、私は、しばしば申し上げますように、ま

ず、事業者の責任、あるいは國の責任、地方公共

団体の責任と、この三者の分担をそれぞれ明らか

にして、いろいろな公害の発生でござります。私は、そこ

で、經濟の發展と同時に、それと見合う社会開発

ということが第一だということを絶えず説き、ま

た、これを私は政治遂行の基盤にしております。

その結果が公害の発生でござります。私は、そこ

で、経済の發展と同時に、それと見合う社会開発

ということが第一だということを絶えず説き、ま

た、これを私は政治遂行の基盤にしております。

そういう観点から、經濟を無視するわけではありません。

国自身がこれは地方制度といたしまして交付金等の制度を考えられたのであります。また、特別交付金等もございます。そういう事柄で、地方の財政状態をも勘案いたしまして、國も十分救済に万全なきを期していくというのが今日のたてまえでございます。で、これを國で全部まかなつていけと、こういふようなお話を先ほどからあつたわけであります。しかし、地方自身もこういうよろざいな意味の被害者に対する救済の支出もござります。しかし、そういう事業がそこにあるために地方として利益を受けておる点もあるのであります。そういう点で、地方でこれをまかなくこと

(号)外報官

も、これはある程度当然のことではないかと思ひます。私は三者の間の均衡をとるべきが必要のように思ひます。また、その意味で無過失責任の議論が出ておりますが、先ほども議論いたしましたが、私の考え方も十分申し上げたわけでもあります。御承知のように、人命に関するものゝこれだと、これはもうその責任は非常にはつきりしております。けれども、今度事業者の責任にしましては、いわゆる生活環境の整備と、こういうような問題になりますと、動植物まで、あるいは財産事業者だけに負わすということが適當なりやいります。それらの対策といたしましても、全部まで入ってくるようになるわけでございます。そうすると、それらの対策といたしましては、全部事業者だけに負わすといふことが適當なりやいります。そういう意味で先ほど申したのですが、無過失責任をどういう場合に、どういう範囲にとどめるかといふことが一つの問題であろう。だから、そういう意味では前向きに研究いたしましたが、今回いわゆる総括的な無過失責任という制度はとらなかつた、かように実は申したのです。

（号）外報官

公害行政の一元化については、先ほどお答えいたしました。問題は、やはり統一性、計画性を欠いてまいります。しかし、何と申しましても、産業政策と公害防止政策とは一つの場所でやることが最も望ましいことのようになりますので、この統一性と計画性を欠くことのないようなために、関係閣僚の会議を開いて、私が調整をとつていく考え方でございます。中小企業に対しまして、特に御注意がございました。これは確かに、中小企業の場合においては、特別な対策を立てて、また事業者の負担を軽減するようには政府はくふうすべきである、かように私は思います。そういう意味で、具体的な処置は今後の問題にまかしていただきたい。

また、いろいろ法律案が提案されますが、今日はただいまの基本法だけを出しまして、そうしてその基本法の趣旨、それを押していきたいと思ふ。この法律案の中には、「公害に係る被害に因る救済の円滑な実施を図るために必要な制度の整備を行なら」、かよういうたっておるのでござりますが、政府といたしましては、これに基づきまして、早急に、公害に因る紛争処理のルールなどを出しておられますし、また排出をするガスその他のについての規制は、今後これを整備していく必要があります。いまできておりますものについても、改正の必要があればいたしますし、未規制のものについてはさらしくあらすべき問題だ、かよ

うに思ひます。（拍手）

○國務大臣(坊秀男君) 私に対する御質問に対し

ざいます。全然これを無視したというわけではありません。したがいまして、十分これは検討をしてみたい問題でございます。

公害行政の一元化については、先ほどお答えいたしました。問題は、やはり統一性、計画性を欠いてまいります。しかし、何と申しましても、産業政策と公害防止政策とは一つの場所でやることが最も望ましく、多くの場合に企業者であるということですが、これが公害の特徴だと思います。例としてあげになりました阿賀野川の件とか、四日市は、特別な対策を立てて、また事業者の負担を軽減するようには政府はくふうすべきである、かように私は思います。そういう意味で、具体的な処置は今後の問題にまかしていただきたい。

また、いろいろ法律案が提案されますが、今日はただいまの基本法だけを出しまして、そうしてその基本法の趣旨、それを押していきたいと思ふ。この法律案の中には、「公害に係る被害に因る救済の円滑な実施を図るために必要な制度の整備を行なら」、かよういうたっておるのでござりますが、政府といたしましては、これに基づきまして、早急に、公害に因る紛争処理のルールなどを出しておられますし、また排出をするガスその他のについての規制は、今後これを整備していく必要があります。いまできておりますものについても、改正の必要があればいたしますし、未規制のものについてはさらしくあらるべき問題だ、かよ

うに思ひます。（拍手）

環境基準についての御質問でございますが、環境基準は行政上の目標となるべき基準でありまし

て、科学的に究明された汚染物質等の分量、人の健康等への影響との関係を基礎といたしまして、

てお答え申し上げます。

今日、公害による被害の救済、これの制度を整備していくことの大事なことは、いまさら申し上げるべきものでございません。

ところで、この公害発生の第一次の責任者といふものは、多くの場合に企業者であるということですが、これが公害の特徴だと思います。例としてあげになりました阿賀野川の件とか、四日市

は、特別な対策を立てて、また事業者の負担を軽減するようには政府はくふうすべきである、かように私は思います。そういう意味で、具体的な処置は今後の問題にまかしていただきたい。

また、いろいろ法律案が提案されますが、今日はただいまの基本法だけを出しまして、そうしてその基本法の趣旨、それを押していきたいと思ふ。この法律案の中には、「公害に係る被害に因る救済の円滑な実施を図るために必要な制度の整備を行なら」、かよういうたっておるのでござりますが、政府といたしましては、これに基づきまして、早急に、公害に因る紛争処理のルールなどを出しておられますし、また排出をするガスその他のについての規制は、今後これを整備していく必要があります。いまできておりますものについても、改正の必要があればいたしますし、未規制のものについてはさらしくあらるべき問題だ、かよ

うに思ひます。（拍手）

○國務大臣(坊秀男君) 私に対する御質問に対し

るものであります。すでに汚染等の進行しておる地域につきましては、汚染の程度をこの基準まで低下させなければならない、また、そこまで汚染されてはいけないというふうに、排出等の規制をやり、また、土地利用及び施設の設置に関する規制等を総合的に実施していくものでございまして、この法案を御審議の上、御決定願えますれば、すみやかに環境基準をきめてまいりたい、かように思ひます。しかしながら、その発生の原因と、被害となつた結果、つまり、因果関係の認定など、負うべき責任の範囲の判定等の非常に困難なのが、これが公害の特徴だと思います。例としてあげになりました阿賀野川の件とか、四日市は、特別な対策を立てて、また事業者の負担を軽減するようには政府はくふうすべきである、かように私は思います。そういう意味で、具体的な処置は今後の問題にまかしていただきたい。

それから、公害防止の観点から行政を一元化すればいいじゃないか、こういう御質問でござりますが、これは総理から詳しく述べたの

すけれども、これは決して十分なものだとは言えないと私は思ひます。そこで、今度の公害対策基本法の問題だとかということにつきましては、今日、厚生省では御指摘のとおりの措置をとつておりますが、これが公害の特徴だと思います。例としてあげになりました阿賀野川の件とか、四日市

は、特別な対策を立てて、また事業者の負担を軽減するようには政府はくふうすべきである、かように私は思います。そういう意味で、具体的な処置は今後の問題にまかしていただきたい。

また、いろいろ法律案が提案されますが、今日はただいまの基本法だけを出しまして、そうしてその基本法の趣旨、それを押していきたいと思ふ。この法律案の中には、「公害に係る被害に因る救済の円滑な実施を図るために必要な制度の整備を行なら」、かよういうたっておるのでござりますが、政府といたしましては、これに基づきまして、早急に、公害に因る紛争処理のルールなどを出しておられますし、また排出をするガスその他のについての規制は、今後これを整備していく必要があります。いまできておりますものについても、改正の必要があればいたしますし、未規制のものについてはさらしくあらるべき問題だ、かよ

うに思ひます。（拍手）

○國務大臣(坊秀男君) 私に対する御質問に対し

るものであります。すでに汚染等の進行しておる地域につきましては、汚染の程度をこの基準まで

低下げせなければならぬ、また、そこまで汚染されてはいけないというふうに、排出等の規制をやり、また、土地利用及び施設の設置に関する規制等を総合的に実施していくものでございまして、この法案を御審議の上、御決定願えますれば、すみやかに環境基準をきめてまいりたい、かように思ひます。しかしながら、その発生の原因と、被害となつた結果、つまり、因果関係の認定など、負うべき責任の範囲の判定等の非常に困難なのが、これが公害の特徴だと思います。例としてあげました阿賀野川の件とか、四日市

は、特別な対策を立てて、また事業者の負担を軽減するようには政府はくふうすべきである、かように私は思います。そういう意味で、具体的な処置は今後の問題にまかしていただきたい。

また、いろいろ法律案が提案されますが、今日はただいまの基本法だけを出しまして、そうしてその基本法の趣旨、それを押していきたいと思ふ。この法律案の中には、「公害に係る被害に因る救済の円滑な実施を図るために必要な制度の整備を行なら」、かよういうたっておるのでござりますが、政府といたしましては、これに基づきまして、早急に、公害に因る紛争処理のルールなどを出しておられますし、また排出をするガスその他のについての規制は、今後これを整備していく必要があります。いまできておりますものについても、改正の必要があればいたしますし、未規制のものについてはさらしくあらるべき問題だ、かよ

うに思ひます。（拍手）

○國務大臣(坊秀男君) 私に対する御質問に対し

るものであります。すでに汚染等の進行しておる地域につきましては、汚染の程度をこの基準まで

低下げせなければならぬ、また、そこまで汚染されてはいけないというふうに、排出等の規制をやり、また、土地利用及び施設の設置に関する規制等を総合的に実施していくものでございまして、この法案を御審議の上、御決定願えますれば、すみやかに環境基準をきめてまいりたい、かように思ひます。しかしながら、その発生の原因と、被害となつた結果、つまり、因果関係の認定など、負うべき責任の範囲の判定等の非常に困難なのが、これが公害の特徴だと思います。例としてあげました阿賀野川の件とか、四日市

て再評価を行なつた場合には、第一百二条の規定にかかるわらず、同条の規定により再評価積立金として積み立てなければならぬ金額から再評価として積み立て、又はこれに組み入れなければならない。

官報(号外)

第一百九条の五 株式会社は、昭和四十八年三月三十日を含む事業年度以後の各事業年度において第一百八条の規定により被合併法人の再評価積立金の額に相当する金額を再評価積立金として積み立て、又はこれに組み入れなければならない場合には、同条の規定にかかるわらず、当該金額(再評価税として納付すべき金額がある場合には、これを控除した額)を資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れなければならない。

第一百二十六条第一号中「第一百二条」の下に「又は第一百九条の四」を加え、同条第三号中「第一百八条」の下に「第一項」を加え、同条第四号中「第一百八条」の下に「又は第一百九条の五」を加える。

附則

(施行期日)

- この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一百七条の改正規定(同条第一項の改正規定を除く。)並びに次項第一号及び附則第六項の規定は、昭和四十三年七月一日から施行する。(関係法律の廃止)
- 次に掲げる法律は、廃止する。

一 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第百四十二号)

二 中小企業の資産再評価の特例に関する法律(昭和三十二年法律第百三十八号)

(再評価積立金の資本準備金への組入れに関する経過措置)

3 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法第十八条の八の規定による株式会社の再評価積立金の額の資本準備金としての積立て又は資本準備金への組入れは、昭和四十三年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各

事業年度において行なうことができるものとする。この場合において、当該積立て又は組入れのための当該事業年度における再評価積立金の取りくずしについては、改正前の資産再評価法

4 附則第二項各号に掲げる法律の廃止後において、法人が資産再評価法第三条各号に規定する資産について同法の規定により行なう再評価について、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた再評価税に關しては、なお従前の例による。

6 株式会社の昭和四十三年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度に係る同年七月一日以後における旧企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法第十八条の六に規定する利益の配当及び同法第三十六条第一

項に規定する損益計算書への附記については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前又は附則第一項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為及び附則第四項又は前項の規定によりなお従前の例によ

ととされる事項に係る当該改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(関係法律の改正)

9 株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律(昭和二十六年法律第百四十三号)の一部を

4 次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の三項を加える。

2 この法律は、昭和四十八年三月三十一日にその効力を失う。ただし、同日前にした第三条第一項に規定する決議(第四条第一項の規定により新株の払込金額を定める場合には、同項に規定する払込期日の翌日が同月三十一日前となるものに限るものとし、新株の払込金額を定めない場合には、第五条第一項の規定により同日前に株主が当該決議に係る新株の株主となるものに限る。)に係る新株の発行に關しては、なお従前の例による。

3 第二条の規定により資本に組み入れた再評価積立金で昭和四十八年三月三十一日前に当該資本組入れについて第三条第一項に規定する決議が行なわれなかつたものがあるときは、同日以後においては、これを商法第二百九十三条ノ三第一項の規定に基づき資本に組み入れた資本準備金とみなして、同条第二項及び第三項の規定を適用する。

4 昭和四十八年三月三十一日前にした行為及び附則第二項の規定によりなお従来の例によ

ることとされる新株の発行に伴う通知又は公告に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改正する。

第八十条第二項中「企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」を「資産再評価法第百九条の二又は企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」に改める。

11 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のようにより改正する。

12 第二条第一項第十七号ホを次のようにより改める。

ホ 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)又は企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第百四十二号)の規定により再評価積立金又は商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百八十八条ノ二(資本準備金)有限公司法(昭和十三年法律第七十四号)第四十六条(計算に關する商法の規定の準用)において準用する場合を含む。の資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れた金額

13 「審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載」

所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方

税法の特例等に関する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十二年五月十五日

内閣総理大臣 佐藤 義作

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案

官報号外

3 二以上の都道府県又は市町村において事務所又は事業所を有する法人で第一項の規定の適用を受けるものが地方税法第五十七条第二項又は第三百二十条の十三第一項の規定によりその法人税額を関係都道府県又は関係市町村に分割する場合には、当該法人税額を第一項の規定の適用がある部分の金額とその他の部分の金額とに区分して、それぞれ分割するものとする。

(双方居住者の取扱い)

第七条 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者で条約第四条第二項の規定により条約の適用上ノールウェー王国の居住者とみなされるものは、同法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないものとみなして、所得税法(第十五条及び第十六条を除く)、地方税法(道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税に係る部分に限る)及びこの法律の規定を適用する。

(双方居住者の取扱い等で地方税に係るものに関する手続)

第八条 大蔵大臣は、条約第四条第二項の合意をする場合又は地方公共団体が課する租税に関する場合又は地方公共団体に協議し、その結果に基づいて、これをするものとする。

2 自治大臣は、前項の規定により大蔵大臣から協議を受けた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体の意見をきかなければならない。

(実施規定)

第九条 第二条から前条までに定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に關し必要

な事項は、大蔵省令、自治省令で定める。

附 則

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する百七十九条の規定に係る部分は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年の

2

第一条及び第三条中所得税法第一百七十条及び

3

第二条に規定する利子、使用料若しくは収入について適用し、同日前に支

4

付の日以後に支払を受けるべき第二条に規定

5

付の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲

6

付の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲

7

付の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲

8

付の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲

9

付の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲

10

付の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲

11

付の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲

12

付の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲

13

付の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲

14

付の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲

15

付の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲

16

付の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲

17

付の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲

18

付の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲

19

付の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲

20

付の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲

21

付の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲

22

付の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲

23

付の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲

24

付の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲

た。

次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案について申し上げます。

本案は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とノールウェーとの間の条約が改正されることとなつたことに伴い、現行特例法の全部を改正し、所得税法の特例等を定めようとするものであります。すなわち、ノールウェーの居住者が受ける配当、利子、使用料等に対する所得税の税率を、配当については親子会社間の配当を除き一五%、親子会社間配当、

○竹中恒夫君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、資産再評価法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、株式会社または有限会社の再評価積み立て金にかかる経理の簡素化をはかる見地から、株式会社または有限会社が、昭和四十八年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度の終了の日において、なお再評価積み立て金を有している場合は、これを資本準備金に組み入れることによりその最終処理を行なうとともに、この間、再評価積み立て金を任意に資本準備金に組み入れ、また引き合せ増資による資本組み入れも行ない得ることとし、その他、所要の規定の整備を行なうとするものであります。

委員会におきましては、わが國とノールウェーとの間の経済交流状況等について質疑がありましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、両案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第五、住民基本台帳法案(内閣提出)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長仲原善一君。

[審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載]

右

住民基本台帳法案
昭和四十二年五月四日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

住民基本台帳法案

右

国会に提出する。

住民基本台帳法
住民基本台帳法案

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 住民基本台帳(第五条—第十五条)

第三章 戸籍の附票(第十六条—第二十条)

第四章 届出(第二十一条—第三十条)

第五章 離別(第三十一条—第四十一条)

第六章 則則(第四十二条—第四十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、市町村(特別区を含む)以

下同じ)において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿に登録された者については、選挙の基礎となるとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行なう住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進し、あわせて国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

(国及び都道府県の責務)

第二条 国及び都道府県は、市町村の住民の住所又は世帯若しくは世帯主の変更及びこれらに伴う住民の権利又は義務の異動その他の住民としての地位の変更に関する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)その他市町村の執行機関に対する届出その他の行為(第二十一条において「住民」としての地位の変更に関する届出)と総称する。)がすべて一の行為により行なわれ、かつ、住民に関する事務の処理がすべて住民基本台帳に基づいて行なわれるよう、法制上その他必要な措置を講じなければならない。

(市町村長等の責務)

第三条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行なわれるよう努めなければならない。

2 市町村長その他市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。

(住民の住所に関する法令の規定の解釈)

第四条 住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第十条第

一項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。

(住民基本台帳の備付け)

第五条 市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、第七条に規定する事項を記録するものとする。

(住民基本台帳の作成)

第六条 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。

2 市町村長は、適当であると認めるときは、前項の住民票の全部又は一部につき世帯を単位とすることができる。

(住民票の記載事項)

第七条 住民票には、次に掲げる事項を記載する。

一 氏名

二 出生の年月日

三 男女の別

四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者

について世帯主の氏名及び世帯主との続柄

五 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨

六 住民となつた年月日

七 住所及び一の市町村の区域内においてあらたに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日

八 あらたに市町村の区域内に住所を定めた者について、その住所を定めた旨の届出の年月日(職權で住民票の記載をした者については、その年月日)及び従前の住所

九 選挙人名簿に登録された者については、その旨

(国民健康保険の被保険者(国民健康保険法)

第十条 国民健康保険の被保険者(国民健康保険法)第六条の規定による国民健康保険の被保険者をいう。第二十八条及び第三十七条第二項において同じ)である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

(国民年金の被保険者(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号))第七条その他政令で定める法令の規定による国民年金の被保険者をいう。第二十九条及び第三十七条第二項において同じ)である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

(米穀類の消費者(食糧管理法(昭和十七年法律第四十号))第八条ノ三第一項に規定する消費者(米穀類を業務上消費する者を除く。)をいう。第三十条及び第三十七条第二項において同じ)である者については、その米穀類の配給に関する事項で政令で定めるもの

(法律第四十号)第八条ノ三第一項に規定する消費者(米穀類を業務上消費する者を除く。)をいう。第三十条及び第三十七条第二項において同じ)である者については、その米穀類の配給に関する事項で政令で定めるもの

(住民票の記載等)

第八条 住民票の記載、消除又は記載の修正(以下「記載等」という。)は、政令で定めるところにより、この法律の規定による届出に基づき、又は職權で行なうものとする。

(住民票の記載等のための市町村長の通知)

第九条 市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の市町村長に通知しなければならない。

2 市町村長は、その市町村の住民以外の者について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を

(世帯変更届)
第二十五条 前三条の場合を除くほか、その属する世帯又はその世帯主に変更があつた者(政令で定める者を除く)は、その変更があつた日から十四日以内に、その氏名、変更があつた事項及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。(世帯主が届出を行なう場合)

第二十六条 世帯主は、その世帯に属する他の者(次項において「世帯員」という)に代わって、この法律の規定による届出をすることができる。

2 世帯員がこの法律の規定による届出をすることができないときは、世帯主が世帯員に代わって、その届出をしなければならない。

(届出の方式)

第二十七条 この法律の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない。

(国民健康保険の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条 この法律の規定による届出をすべき者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを附記するものとする。

(国民年金の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十九条 この法律の規定による届出をすべき者が国民年金の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項その他必要な事項で政令で定めるものを附記するものとする。

(米穀類の消費者である者に係る届出の特例)

第三十条 この法律の規定による届出をすべき者が米穀類の消費者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、米穀類の配給に関する事項で政令で定めるものを附記するものとする。

(不服申立て)

第三十一条 この法律の規定により市町村長がし

た处分に不服がある者は、都道府県知事に審査を請求することができる。この場合において

(資料の提供)
第三十六条 国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるとき市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項に關して資料の提供を求めることが可能である。

(不服申立てと訴訟との關係)

第三十七条 前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(関係市町村長の意見が異なる場合の措置)

第三十三条 市町村長は、住民の住所の認定について他の市町村長と意見を異にし、その協議がととのわないときは、都道府県知事(関係市町

村が二以上の都道府県の区域内の市町村である場合には、主務大臣)に對し、その決定を求め旨を申し出なければならない。

2 主務大臣又は都道府県知事は、前項の申出を受けた場合には、その申出を受けた日から六十日以内に決定をしなければならない。

3 前項の決定は、文書をもつてし、その理由を附して関係市町村長に通知しなければならない。

4 関係市町村長は、第二項の決定に不服があるときは、前項の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。

(調査)
第三十四条 市町村長は、定期に、第七条に規定する事項について調査をするものとする。

2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第七条に規定する事項について調査をすることができる。

3 市町村長は、前二項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該吏員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。

(指定都市の特例)
第三十五条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次項において「指定都市」といふ)に対するこの法律の規定の適用について

は、政令で定めるところにより、区を市と、区の区域を市の区域と、区長を市長とみなす。

2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

(適用除外)
第三十六条 この法律は、日本の国籍を有しない者その他政令で定める者については、適用しない。

(主務大臣)
第四十条 この法律において、主務大臣は、自治大臣とする。ただし、第九条第二項の規定による通知に關する事項及び第三章に規定する戸籍の附票に關する事項については、法務大臣及び

自治大臣とする。

(政令への委任)
第四十一条 この法律の実施のための手続その他

らない。

(罰則)
第六章 罰則

第四十二条 第三十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十三条 第二十四条第三項の規定による質問に對し、答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は文書の提示を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の文書を提示した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 主務大臣は、前項の規定による助言又は勧告をしようとするときは、国民健康保険の被保険者及び国民年金の被保険者に関する事項については厚生大臣、米穀類の消費者に関する事項については農林大臣に協議するものとする。

3 市町村長は、主務大臣又は都道府県知事に対し、第一項の助言又は勧告を求めることができる。

(指定都市の特例)

第三十七条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という)から施行する。ただし、第十五条の規定はこの法律の公布の日から起算して二年をこえない範囲内において政令で定める日から、附則第十一条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第八条第一項の改正部分を除く)の規定は昭和四十五年一月一日から施行する。

2 正当な理由がなくて第二十二条から第二十五条までの規定による届出をしない者は、二千円以下の過料に処する。

3 前二項の規定による過料の裁判は、简易裁判所がする。

(施行期日)
第三十八条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定によるこの法律の適用について

は、政令で定めるところにより、区を市と、区の区域を市の区域と、区長を市長とみなす。

2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

(適用除外)
第三十九条 この法律は、日本の国籍を有しない者その他政令で定める者については、適用しない。

(主務大臣)
第四十条 この法律において、主務大臣は、自治大臣とする。ただし、第九条第二項の規定による通知に關する事項及び第三章に規定する戸籍の附票に關する事項については、法務大臣及び

自治大臣とする。

(政令への委任)
第四十一条 この法律の実施のための手続その他

その施行に關する必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十九条 住民基本台帳法及び住民登録法の規定に基づく届出その他の行為は、この法律の相当規定に基づいてされたものとみなす。

第四十条 住民登録法及び住民登録法施行法の規定に基づく届出その他の行為は、この法律の相当規定に基づいてされたものとみなす。

第二条 住民登録法(昭和二十六年法律第二百十
八号)及び住民登録法施行法(昭和二十七年法律
第二百六号)は、廃止する。

(住民登録法の廃止に伴う経過措置)

第三条 施行日前にした住民登録法の規定に基

づく届出その他の行為は、この法律の相当規定に基づいてされたものとみなす。

施行日前にした旧住民登録法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 前二項に定めるもののほか、住民登録法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(住民基本台帳に関する経過措置)

第四条 市町村長は、昭和四十四年三月三十一日までに、施行日の前日現在における住民(同日後において転出をした者を除く。)につき、住民票を作成しなければならない。この場合においては、第七条第六号に掲げる事項の記載を省略することができる。

2 市町村長は、前項の規定により住民票を作成したときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

3 前項の規定による告示がされるまでの間は、第六条に規定する住民票及び旧住民登録法の規定による住民票を住民基本台帳とみなす。この場合において、第六条に規定する住民票については、第七条第九号から第十二号までに掲げる事項の記載を省略することができる。

4 前項の場合におけるこの法律の規定の適用その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、この附則に定めるものほか、政令で定める。

(戸籍の附票に関する経過措置)

第五条 旧住民登録法の規定による戸籍の附票は、この法律の規定による戸籍の附票とみなす。(住所の異動に関する届出に関する経過措置)

第六条 施行日から起算して七日を経過するまでの間に転出をする者(国外に転出をする者を除く。)については、第二十四条の規定は、適用しない。

2 前項の者及び施行日前に転出をした者については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。
(地方自治法の一一部改正)

第七条 地方自治法の一一部を次のように改正する。

2 第二編第二章中第十三条の次に次の二条を加える。

第十三条の二 市町村は、別に法律の定めるところにより、その住民につき、住民たる地位に關する正確な記録を常に整備しておかなければならぬ。

2 その者に代わって、当該届出をすることができる。

(法務省設置法の一部改正)

第八条 法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

2 第二条第五号中「住民登録」を削り、同条第十一号中「事項」の下に「及び法律(法律に基づく命令を含む。)で法務省の所掌に属させられた事項」を加える。

(第六条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第十五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号の前に次の二号を加える。)

2 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第二号)第九条第二項の規定による通知及び同法第三章に規定する戸籍の附票に関する事項

(沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部改正)

第九条 沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(昭和二十三年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

2 第一条の見出し中「寄留事務」を「住民基本台帳に関する事務」に改め、同条第一項中「本籍を有する者の戸籍及び住民登録事務で、本籍地の市町村長の管掌し、又は管理すべきもの」を本籍を有する者についての戸籍事務並びに住民基本台帳法(昭和四十二年法律第

2 第八条第一項中「ととのわない場合においては」の下に「住民基本台帳法(昭和四十二年法律第二号)第三十三条の規定の適用がある場合を除き」を加える。

2 第二十四条第七項中「第三項から第五項まで」を「第四項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項から第六項までを「一つずつ繰り下げ、同条第一項第四号中「第五項」を「第六項」に改め、同項の次に次の二項を加える。

2 前項第一号の道府県内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に記録されている者(第二百九十四条第三項の規定により当該住民基本台帳に記録する者を除く。)をいう。

2 第二百九十四条第六項中「第三項から第五項まで」を第六項から第八項までに改め、同項を同条第九項とし、同条第二項から第五項までを「一つずつ繰り下げ、同条第一項第四号中「第五項」を「第六項」に改め、同項の次に次の二項を加える。

2 前項第一号の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録さ

れていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、そ

れらに付する事務を行なうことができる。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該地の市町村の長に通知しなければならない。

2 前項の規定により市町村民税を課された者に対する税金は、その者が記録されている住民基本台帳に係る市町村は、第二項の規定にかかるわらず、市町村民税を課することができない。

(附則第二十項を次のように改める。)

20 選挙人名簿の登録については、住民基本台帳第五条の住民基本台帳の記録に基づいて行なう制度を、同法の公布の日から起算して二年以内に実施しなければならない。

(地方税法の一部改正)

第二十一条 地方税法の一部を次のように改正する。

2 第八条第一項中「ととのわない場合においては」の下に「住民基本台帳法(昭和四十二年法律第二号)第三十三条の規定の適用がある場合を除き」を加える。

2 第二十四条及び第二百九十四条の規定は、昭和四十五年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 第十二条 前条の規定による改正後の地方税法第二十四条及び第二百九十四条の規定は、昭和四十五年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(改正後の地方税法の規定の適用)

2 第十二条 前条の規定による改正後の地方税法第二十四条及び第二百九十四条の規定は、昭和四十五年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 第二十二条 前条の規定による改正後の地方税法第二十四条及び第二百九十四条の規定は、昭和四十五年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(市町村民税の課税)

2 第二十二条第一項第十六号の四の次に次の二号を加える。

たとき有限る)は、その届出と同一の事由に基づく第一項又は前項の規定による届出があつたものとみなす。

く)」を加える。

第一百六条の見出しを「修学中の被保険者の特例」に改め、同条中「この法律の適用についでは、当該他の市町村の区域内に住所を有し、かつ、この法律の適用については」に改める。
(国民年金法の一部改正)

第十五条 国民年金法の一部を次のように改める。

第十二条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 住民基本台帳法(昭和三十二年法律第二号)第二十二条から第二十四条までの規定による届出があつたときは、当該届出に係る書面に同法第二十九条の規定による附記がされたとき(以下「届出」と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす)。第十三条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第一百五条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

(住居表示に関する法律の一項改正)

第十六条 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「住民票」を「住民基本台帳」に改める。

〔仲原善一君登壇、拍手〕

○仲原善一君 ただいま議題となりました住民基本台帳法案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。本案は、市町村における住民の届け出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳

に関する制度を一元化し、もって住民の利便を進めし、あわせて行政の合理化に資するため、住民に關する記録を正確かつ統一的に行なう住民基本台帳の制度を設けようとするものでございます。

第一に、市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、住民たる地位に關する正確な記録を常に整備しておくとともに、これに基づいて住民に關する事務を行なうこととし、

第二に、住民基本台帳と戸籍の附票制度を存続することとし、

第三に、住民は、住所等の変更をしたときは、市町村長に届け出をなさなければならぬこととするとともに、その変更に伴う届け出は、すべてこの法律の定めにより、一つの届け出で足りることとするなどをおもな内容とするものであります。

本委員会におきましては、住民基本台帳制度の運用その他について慎重な審議をいたしましたが、その詳細については会議録によつてごらん願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、各派共同により、住民基本台帳の備えつけに要する経費については、十分な財源措置を講ずること、住民基本台帳に関する事務の管理態勢が十分整備されるよう指導すること、この制度の本来の趣旨にのつとり、適正な運用を期すこと等に留意すべきであるとする旨の附帯決議案が提出されました。これまた、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

て本案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第六、厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員会理事八田一朗君。

厚生省設置法の一項を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律

厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二中第十二号を第十六号とし、第十一号を第十五号とし、同条第七号中「水道及び」を削り、同号を同条第十四号とし、同号の前に次の二号を加える。

十三 潜帰(ねずみ、こん虫等の駆除を含む。)に因すること。

第九条の二中第三分の三を第十二号とし、第三号の二を第十一号とし、同条第四号中「清掃法、昭和二十九年法律第七十二号」を施行し、並びに「を削り、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同号の次に次の二号を加え、同条第七号の二号を同条第七号とする。

六 水道に因すること。

第九条の二に次の二項を加える。

2 公害部は、前項第十一号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

第三十八条の表中「四九、九五四人」を「五〇、三四八人」に、「六三五人」を「六九五人」に、「五〇、五七九人」を「五一、〇四三人」に改める。

附 則

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

〔八田一朗君登壇、拍手〕

○八田一朗君 ただいま議題となりました厚生省設置法の一項を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公害防止行政を一そく積極的に推進するため、環境衛生局に公害部を設置するとともに、厚生省の職員の定員を三百九十四人、社会保険庁の職員の定員を七十人増員しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、施行期日について別紙の修正を行なつた。

本法律の施行に要する経費は、約一億九千七百八十万円であつて、昭和四十二年度予算に計上されている。

厚生省設置法の一項を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年五月二十六日

参議院議長 重宗 雄三殿 石井光次郎

委員会におきましては、公害行政の範囲とその対策、欠員の状況と増員の内訳、國立療養所の現状等について熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して八田委員より、本法律案の施行期日を公布の日に修正の上賛成する旨の発言がありました。

次いで、採決の結果、右修正案、並びに修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもつて可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でござります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

よつて、本案は全会一致をもつて委員会修正どおり議決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会

出席者は左のとおり。

議員	原田 立君	瓜生 清君	高橋文五郎君	寺尾 春彦君
	市川 房枝君	中尾 段義君	源田 深君	山本茂 一郎君
	浅井 亨君	片山 武夫君	石井 和田君	林田悠紀夫君
	植木 亨君	田代富士男君	稻浦 鶴一君	高橋文五郎君
	多田 北條 倭八君	北條 富士男君	大竹平八郎君	源田寅三郎君
	大谷 賀雄君	白井 宮崎	青柳 秀夫君	佐藤 一郎君
	柏原 中村	林田 鈴木	春江君	佐藤 太郎君
	ヤス君	鈴木 一弘君	近藤 優君	柳田桃太郎君
	正雄君	正治君	岸田 幸雄君	船田 譲君
	正雄君	正義君	吉江 勝保君	八田 一朗君
	正雄君	勇君	豊田 雅幸君	木村 陸男君
	正雄君	正義君	江藤 浩之君	木村 正治君
	正雄君	勇君	野知 浩之君	中村 孝一君

矢山 有作君	小林 章君	西田 錦一君	鍋島 直紹君	植竹 春彦君
	田村 賢作君	中野 木内君	石原幹市郎君	山本茂 一郎君
	木村 美智男君	北條 三木君	古池 斎君	井川 伊平君
	近藤英一郎君	鈴木 八木君	栗原 祐幸君	佐野 芳雄君
	田中寿美子君	鈴木 三木君	内藤督三郎君	森 創造君
野々山 三君	木村 美智男君	安井 四郎君	藤田 金九君	大森 隆輔君
	近藤英一郎君	平井 謙君	高橋雄之助君	森 青田源太郎君
	田中寿美子君	太郎君	鈴木 祐二君	中柳 守義君
	野々山 三君	太郎君	鈴木 祐二君	小柳 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	松平 勇雄君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		正俊君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		重貞君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		正俊君	鈴木 祐二君	大河原 一次君
		重貞君	鈴木 祐二君	加瀬 完君
		正俊君	鈴木 祐二君	吉武 勇君
		重貞君	鈴木 祐二君	